

令和元年第 5 回岐阜県議会定例会

条例その他議案
関係資料

令和元年 12 月 4 日

目 次

議第 1 4 8 号 関 係	・ ・ ・ ・ ・	1
議第 1 5 2 号 関 係	・ ・ ・ ・ ・	2
議第 1 5 5 号 関 係	・ ・ ・ ・ ・	4
議第 1 5 6 号 関 係	・ ・ ・ ・ ・	5
議第 1 5 7 号 関 係	・ ・ ・ ・ ・	6
議第 1 6 4 号 関 係	・ ・ ・ ・ ・	7

岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を 改正する条例について

県土整備部道路建設課

1 改正の趣旨

道路構造令の一部改正（H31.4.19 公布、H31.4.25 施行）に鑑み、同令の改正内容どおり規定の整備を行うもの

2 改正の内容

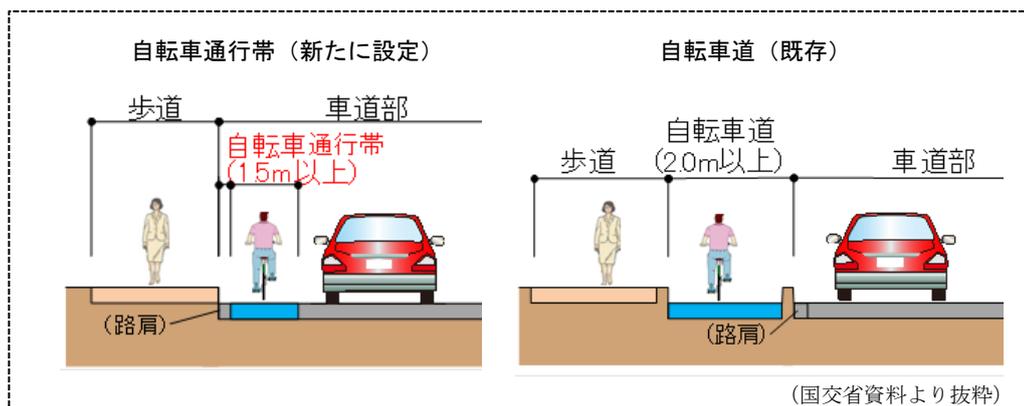
(1) 歩行者・自動車から自転車の通行を分離する必要がある道路には、原則として、自転車通行帯を設置する規定を追加

- ・ 原則、自動車及び自転車の交通量が多い一般道路（※1）に設置
- ・ 幅員は、原則 1.5メートル以上（※2）

※1 自動車：4,000 台/日、自転車：500 台/日

※2 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合には、1メートルまで縮小可

(2) 自転車道の設置要件に、道路の設計速度が1時間につき60キロメートル以上であることを追加



3 施行日

公布の日

岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例について

警察本部生活環境課

1 条例改正の背景

(1) 名称と目的

公衆に対する著しい迷惑行為を規制対象

(2) 課題

ア 卑わいな行為に対する規制

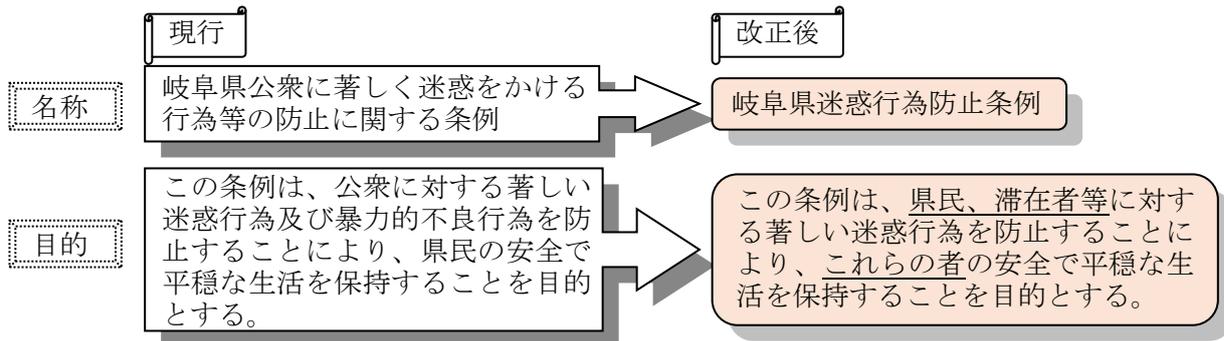
- 準公共空間（学校や事務所等）の痴漢・のぞき見・盗撮が規制対象外
- 私的空間（住居の浴場・トイレ等）ののぞき見・盗撮が規制対象外
- 26都道府県が公共の場所以外での盗撮等を規制

イ 嫌がらせ行為に対する規制

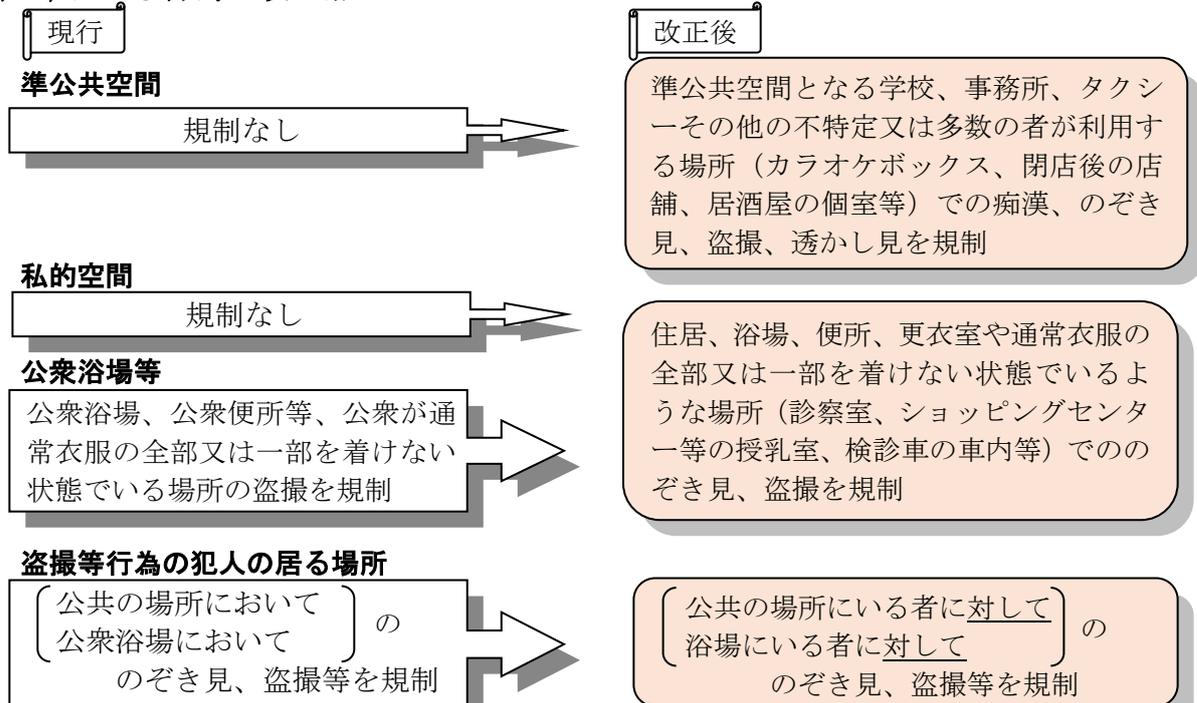
- 5類型のみ規制され「うろつき」等が規制対象外
- 39道府県が嫌がらせ行為を8類型以上規制

2 改正概要

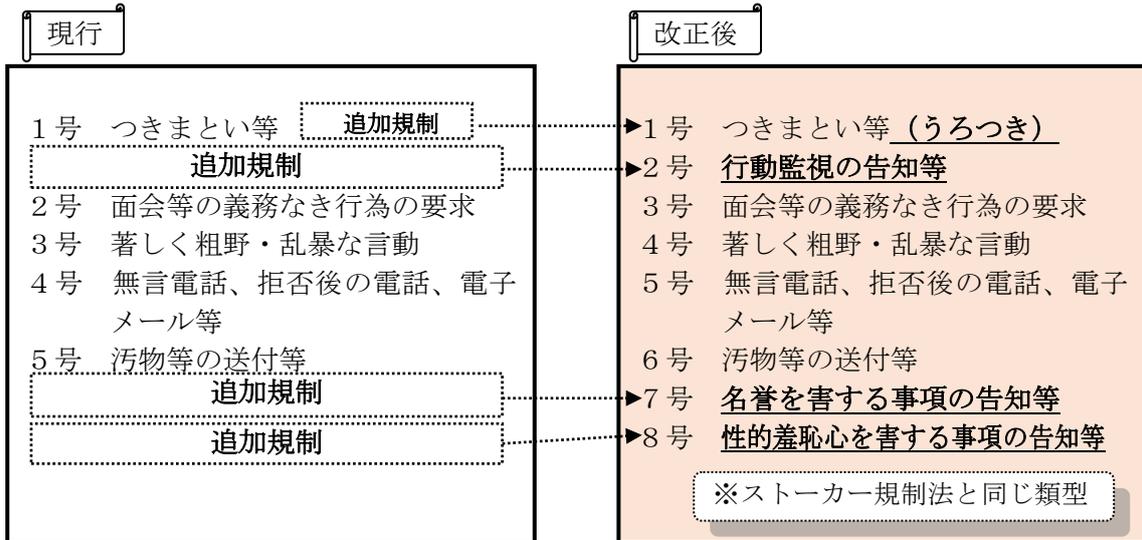
(1) 名称と目的の改正点



(2) 卑わいな行為の改正点



(3) 嫌がらせ行為の改正点



第1号 つきまとい等 (うろつき)

※相手方の自宅前の道路を自転車や原付バイク等で行ったり来たりする行為等

第2号 行動監視の告知等

※相手方に対して、「昨日一緒に食事をしていた女性は誰ですか。先週とは別の女性ですね。」等と行動を監視していると思わせる電話をかける行為等

第7号 名誉を害する事項の告知等

※「お前はごますりだけで課長になった最低の男だ。」と書いた紙を、上司の居宅玄関先のドアに貼り付ける行為等

第8号 性的羞恥心を害する事項の告知等

※女性上司が居住するマンションの郵便受けに性的な玩具を投函する行為等

3 県民への広報

県警ホームページへの掲載、チラシの配布やポスターの掲示等して広報する。

ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅（ソピア・フラッツに限る。）に係る 指定管理者の指定について

商工労働部産業技術課

1 趣旨

「ソフトピアジャパンセンター（本館、第一別館、第二別館、第三別館）」及び「県営住宅ソピア・フラッツ」の現指定管理者の指定期間が、令和2年3月31日をもって満了するため、令和2年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツ
- ・所在地 大垣市加賀野・小野・今宿地内
- ・設置目的
 - ① ソフトピアジャパンセンター
地域の生活、産業及び行政の情報化を推進し、併せて情報産業の育成を図り、もって県民生活の向上及び地域経済の振興に寄与すること。
 - ② 県営住宅ソピア・フラッツ
中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅を供給することにより県民生活の安定と福祉の増進に寄与すること。

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ
(構成員) ・伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社（東京都中央区日本橋本町2丁目7番1号）
 - ・株式会社コングレ（大阪府大阪市中央区淡路町3丁目6番13号）
 - ・カワボウテキスチャード株式会社（羽島市正木町須賀544番地の17）
 - ・グレートインフォメーションネットワーク株式会社（大垣市小野4丁目35番地10）
 - ・グローブシップ株式会社（東京都港区芝4丁目11番3号）
- ・指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年）

[現在の指定管理者]

- ・団体名 伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ
- ・指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで（5年）

4 指定期間を5年とする理由

「指定管理者制度運用ガイドライン」に定める標準期間を適用

【参考】選定の経緯

- 令和元年6月28日 公募
- ～8月13日 ・応募団体は伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ1団体
- 9月12日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会
- ・審査の結果、「伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ」を優先交渉権者として選定

岐阜県百年公園（博物館に係る部分を除く。）に係る 指定管理者の指定について

都市建築部都市公園整備局都市公園課

1 趣旨

岐阜県百年公園（博物館に係る部分を除く。）の現指定管理者の指定期間が令和2年3月31日をもって満了するため、令和2年4月1日からの5年間で期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 岐阜県百年公園
- ・所在地 関市小屋名1966番地
- ・設置目的 県民の休息、レクリエーション等の利用に供する

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 昭和造園土木・名岐サービスJVグループ
代表団体：昭和造園土木株式会社（岐阜市）
構成員：株式会社名岐サービス（岐南町）
- ・指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年）

[現在の指定管理者]

- ・団体名 昭和造園土木・名岐サービスJVグループ
- ・指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで（5年）

4 指定期間を5年とする理由

「指定管理者制度運用ガイドライン」に定める標準期間を適用

【参考】選定の経緯

- 令和元年6月21日 公募
- ～8月5日 ・応募団体は昭和造園土木・名岐サービスJVグループ1団体
- 9月9日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会
・審査の結果、「昭和造園土木・名岐サービスJVグループ」を優先交渉権者として選定

各務原公園に係る指定管理者の指定について

都市建築部都市公園整備局都市公園課

1 趣旨

各務原公園の現指定管理者の指定期間が令和2年3月31日をもって満了するため、令和2年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 各務原公園
- ・所在地 各務原市鵜沼大安寺町1丁目84番地
- ・設置目的 県民の休息、レクリエーション等の利用に供する

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 株式会社技研サービス（岐阜市）
- ・指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年）

[現在の指定管理者]

- ・団体名 株式会社技研サービス
- ・指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで（5年）

4 指定期間を5年とする理由

「指定管理者制度運用ガイドライン」に定める標準期間を適用

【参考】選定の経緯

- 令和元年6月21日 公募
- ～8月5日 ・応募団体は株式会社技研サービス1団体
- 9月9日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会
- ・審査の結果、「株式会社技研サービス」を優先交渉権者として選定

令和元年度岐阜県一般会計補正予算（第5号）専決処分の概要

総務部財政課
令元. 10. 21 専決

CSFウイルスの予防的ワクチン接種及び接種後のモニタリングに要する経費について、専決予算を決定し、早期の執行を図るもの。

歳入歳出予算補正 （単位 千円）

【歳入】		（ ）内は、既定額→補正後額を表す
使用料及び手数料	14,340	（ 13,581,482 → 13,595,822 ）
国庫支出金	28,001	（ 99,167,993 → 99,195,994 ）
繰越金	12,121	（ 5,695,774 → 5,707,895 ）

【歳出】		◎は新規事業を表す
（農林委員会関係）		
◎CSF予防的ワクチン接種事業費	54,462	
国の新たな防疫指針に基づき、CSFウイルスの予防的ワクチン接種及びモニタリング検査を実施		

＜参考＞専決後の予算規模 （単位 千円）

区 分	令和元年度			前年度同期 予 算 額	伸 率
	既定額	補正額	補正後額		
一般会計	849,942,135	54,462	849,996,597	844,385,714	+0.7%